

令和 6 年度
かつらぎ町水質検査計画



かつらぎ町 上下水道課

かつらぎ町 水質検査計画 目次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水質基準にかかる計画事項	4
(1) 水質管理上の留意事項	4
(2) 定期の水質検査	4
(3) 定期検査の省略項目	5
(4) 臨時の水質検査	5
(5) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託内容	5
(6) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	5
① 水質検査結果の評価	5
② 水質検査計画の見直し	6
③ 水質検査の精度と信頼性保証	7
④ 関係機関との連携	7
4. 水質管理目標設定項目にかかる事項	8
5. 水質検査計画及び検査結果の公表	9
別表	10

1. 基本方針

かつらぎ町の水道の水質に関する検査についての基本方針を下記のとおり定めます。

記

- ① 安全でおいしい水を安定的に供給します。
- ② 需要者が信頼できる水道水の供給を図ります。
- ③ 効率的な水質検査を目指し、合理的な判断の基質の高い水の供給を行います。
- ④ 地域性を考慮した水質検査（農薬等）の実施を行います。
- ⑤ 水質検査計画について毎事業年度の開始前に需要者に対して情報提供を行います。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い適切な判断により需要者が安心、信頼して利用できる水道の運営を目指します。

2. 水道事業の概要

かつらぎ町水道事業

- ① 給水地区 かつらぎ町大字 高田・移・背ノ山・窪・萩原・笠田中・笠田東・佐野・広浦・大谷・蛭子・大藪・柏木・丁ノ町・新田・妙寺・西飯降・中飯降・大畑（字犬ノ鼻）・短野（広野）・橋本市高野口町竹尾のうち認可区域【上水道】
広口・滝・萩原・笠田中・西洪田・島・東洪田・平沼田・寺尾・兄井・三谷・山崎・教良寺・御所・星川・上天野・下天野・星山・新城・花園梁瀬のうち認可区域【簡易水道】
宮本・東谷・平・山崎のうち給水可能な区域【飲料水供給施設】
- ② 水源の名称及び場所並びに種別

水源の名称	水源の場所	水源の種別
妙寺水源地①	かつらぎ町中飯降 1690-1	浅井戸地下水
佐野水源地②	かつらぎ町佐野 1332-2 ほか	浅井戸地下水
広口水源地③	かつらぎ町広口 633-2	浅井戸地下水
洪田水源地④	かつらぎ町島 11-2	浅井戸地下水
見好東部水源地⑤	かつらぎ町三谷 1678-3	浅井戸地下水
教良寺水源地⑥	かつらぎ町三谷 1710 地先ほか	湧水・表流水（谷川）
御所水源地⑦	かつらぎ町御所 142-3	表流水（谷川）
天野水源地⑧	かつらぎ町下天野（真国川支流）	表流水（谷川）
星山水源地⑨	かつらぎ町星山 362-2	浅井戸地下水
新城水源地⑩	かつらぎ町新城（垣内谷川）	表流水（谷川）
花園梁瀬水源地⑪	かつらぎ町花園梁瀬 567-2 地先	表流水（谷川）
宮本水源地⑫	かつらぎ町宮本 396	伏流水
大久保水源地⑬	かつらぎ町東谷（穴伏川）	表流水（谷川）
山崎水源地⑭	九度山町慈尊院 278-1	浅井戸地下水

③ 浄水場の名称及び場所並びに浄水方法

浄水場の名称	浄水場の場所	浄水方法
妙寺浄水場①	かつらぎ町中飯降 1690-1	滅菌消毒、紫外線処理
佐野浄水場②	かつらぎ町佐野 1332-2	滅菌消毒のみ
広口浄水場③	かつらぎ町広口 630-4	膜ろ過
渋田浄水場④	かつらぎ町島 11-2	滅菌消毒のみ
見好東部浄水場⑤	かつらぎ町三谷 872-3	緩速ろ過
教良寺浄水場⑥	かつらぎ町教良寺 441-7	緩速ろ過
御所浄水場⑦	かつらぎ町御所 135-5	膜ろ過
天野浄水場⑧	かつらぎ町下天野 833	急速ろ過
	かつらぎ町星山 369	滅菌消毒のみ
新城浄水場⑨	かつらぎ町新城 745-3	膜ろ過
花園梁瀬浄水場⑩	かつらぎ町花園梁瀬 567-2	緩速ろ過
宮本浄水場⑪	かつらぎ町宮本 396	膜ろ過
大久保浄水場⑫	かつらぎ町東谷 580-3	緩速ろ過
山崎浄水場⑬	かつらぎ町山崎 219-2	滅菌消毒のみ

④ 計画給水人口及び一日最大給水量

	計画給水人口	一日最大給水量
上水道①②	13,400 人	6,600 m ³
広口簡易水道③	270 人	130 m ³
渋田簡易水道④	2,290 人	584 m ³
見好東部簡易水道⑤	1,170 人	546 m ³
教良寺簡易水道⑥	167 人	50 m ³
御所簡易水道⑦	200 人	80 m ³
天野簡易水道⑧	330 人	162 m ³
新城簡易水道⑨	160 人	55 m ³
花園梁瀬簡易水道⑩	400 人	91 m ³
飲料水供給施設⑪⑫⑬	237 人	73 m ³

⑤ 施設の概要

	浄水場	配水池	配水管
上水道	妙寺① 滅菌消毒 紫外線処理 佐野② 滅菌消毒のみ	RC 2,000 m ³ (大谷) SUS 170 m ³ (柏木) RC 20 m ³ (東山田) RC 25 m ³ (中山田) RC 182 m ³ (高田) RC 90 m ³ (移) RC 620 m ³ (妙寺) RC 52.5 m ³ (城山) RC 110 m ³ (北部) RC 34 m ³ (広野)	配水管約 124 km
広口簡易水道③	膜ろ過	RC 72 m ³	配水管約 6 km
渋田簡易水道④	滅菌消毒のみ	RC 228 m ³ (渋田) RC 52 m ³ (上平沼田) SUS 10.5 m ³ (渋田)	配水管約 21 km
見好東部簡易水道⑤	緩速ろ過	RC 183 m ³	配水管約 12 km
教良寺簡易水道⑥	緩速ろ過	RC 47 m ³ (1号) RC 31 m ³ (2号)	配水管約 5 km
御所簡易水道⑦	膜ろ過	RC 104 m ³ (御所) SUS 7 m ³ (星川)	配水管約 12 km
天野簡易水道⑧	緩速ろ過 滅菌消毒のみ	RC 169 m ³ (天野) FRP 15 m ³ (星山)	配水管約 13 km
新城簡易水道⑨	膜ろ過	SUS 82 m ³	配水管約 9 km
花園梁瀬簡易水道⑩	緩速ろ過	RC 110 m ³ (1号) FRP 30 m ³ (2号)	配水管約 9 km
飲料水供給施設	宮本⑪ 膜ろ過 大久保⑫ 緩速ろ過 山崎⑬ 滅菌消毒のみ	SUS 6 m ³ (宮本) RC 18 m ³ (大久保) RC 8 m ³ (山崎)	配水管約 12 km

⑥ その他の設備

- ・ 水質自動計測装置(PH・濁度・色度)
- ・ 水量調整報告装置
- ・ 危機管理対応設備(魚類飼育槽)

- ・ 停電時対応発動機

3. 水質基準にかかる計画事項

(1) 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意事項

原水から給水栓に至るまでの過去3年間の水質試験実績を基に省略項目を設定します。

(2) 定期の水質検査

[当該項目 採水の場所 検査の回数及びその理由]

<当該項目>

別表の水質検査実施一覧表のとおり。

<採水の場所>

浄水・原水の別	採水地点番号	浄水場の名称	採水場所
上水	①	妙寺浄水場	妙寺小学校
	②	佐野浄水場	笠田小学校
	③	広口浄水場	四郷地域交流センター
	④	渋田浄水場	河南グラウンド
	⑤	見好東部浄水場	三谷公民館
	⑥	教良寺浄水場	教良寺集会所
	⑦	御所浄水場	四邑公民館
	⑧	天野浄水場	丹生都比売神社
			星山児童館
	⑨	新城浄水場	新城地域交流センター
	⑩	花園梁瀬浄水場	消防納庫
	⑪	宮本浄水場	宮本集会所
	⑫	大久保浄水場	大久保共同作業所
⑬	山崎浄水場	山崎児童館	
原水	①	妙寺浄水場	妙寺水源地 浅井戸
	②	佐野浄水場	佐野水源地 浅井戸
	③	広口浄水場	広口水源地 原水流入口
	④	渋田浄水場	渋田水源地 浅井戸
	⑤	見好東部浄水場	見好東部水源地 浅井戸
	⑥	教良寺浄水場	教良寺ろ過池 着水井
	⑦	御所浄水場	御所浄水場 原水流入口
	⑧	天野浄水場	天野浄水場 原水流入口
			星山水源地 浅井戸
	⑨	新城浄水場	新城浄水場 原水流入口
	⑩	花園梁瀬浄水場	花園梁瀬浄水場 原水流入口
	⑪	宮本浄水場	宮本浄水場 原水流入口
	⑫	大久保浄水場	大久保水源地 原水流入口
⑬	山崎浄水場	山崎水源地 浅井戸	

- (a) 配水系統ごとに1地点以上を選びます。
- (b) 配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選びます。
- (c) 送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合、給水栓に代えて浄水施設の出口・送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することがあります。

<検査の回数及びその理由>

- A：1日1回以上（以下、毎日検査）
- B：概ね1箇月に1回以上（以下、定期検査）
- C：概ね3箇月に1回以上（以下、定期検査）
- D：概ね1年に1回以上（以下、定期検査）
- E：概ね3年に1回以上（以下、定期検査）

(3) 定期の水質検査を省略する項目

<当該項目>

別表の水質検査実施一覧表のとおり。

<当該項目>

別表の水質検査実施一覧表のとおり。

<省略する理由>

理由：過去3年間の水質検査の結果は基準値以下で安定しているため。

(4) 臨時の水質検査（水道法第20条第1項）

- ① 次に掲げる要件に該当する場合は臨時の検査を行うものとします。
 - (イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。
 - (ロ) 水源に異常があったとき。
 - (ハ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
 - (ニ) 浄水過程に異常があったとき。
 - (ホ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
 - (ヘ) その他特に必要があると認められるとき。
- ② 臨時の場合の検査項目及び採水地点を次のとおりとします。
 - (ア) 原則51項目全てが対象ですが、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合はその項目についての検査を省略します。
 - (イ) 定期検査の場合に準じますが、水質の異常の内容とその範囲を正確に把握できる地点を選定します。

(5) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託内容

定期の検査及び臨時の検査については、当事業所での検査ができないため、公的検査機関又は厚生労働省登録検査機関に委託します。

(6) その他の水質検査の実施に際し配慮すべき事項

①水質検査結果の評価・対応

<基本方針>

- (ア) 毎月検査の結果については、検査者の提出する成績書を別の職員がチェックして安全確認を行います。
- (イ) 定期検査については、委託した検査結果をチェックする職員を配置します。
- (ウ) 全ての項目の中で、基準を超えている項目があった場合、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じます。
- (エ) 水質検査の結果に異常が認められた場合、確保のため直ちに再検査を行います。この場合、予備試料を保存しておきます。

<評価方法>

検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行います。

この際、基準値を超えていることが明らかになった場合は、水質異常時とみて所用の対応を図ります。

検査結果の確認は、水道技術管理者がこの任務に当り、評価を行います。

- (ア) 健康に関する項目・・・一般細菌、大腸菌、カドミウム、シアン化物、水等については、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えている場合は水質異常時として扱います。

その他の項目については、長期的な影響を考慮しているので、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い、低減化対策を実施し基準を満たすようにします。水質基準超過が継続すると見込まれる場合は水質異常時として扱います。

- (イ) 性状に関する項目・・・検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせる事超えていることが明らかになった場合には、水質異常時として扱います。

<対応方針>

水質異常時には次の対応を図ります。

- (ア) 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすために必要な対策を講じます。
- (イ) 水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を実施します。
- (ウ) 水質項目に合わせた適切な対応を行います。
 - (a) 健康に関連する項目・・・基準の超過が継続することが見込まれ、人の健康を害する恐れがある場合は、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。
 - (b) 性状に関する項目・・・基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の恐れがある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目にかかる低減化対策を講じ、基準を満たす水質を確保します。

ただし、色度、濁度のように水質汚濁の可能性があるもの、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼす恐れがある項目については、健康に関連する項に準じて適切に対応します。

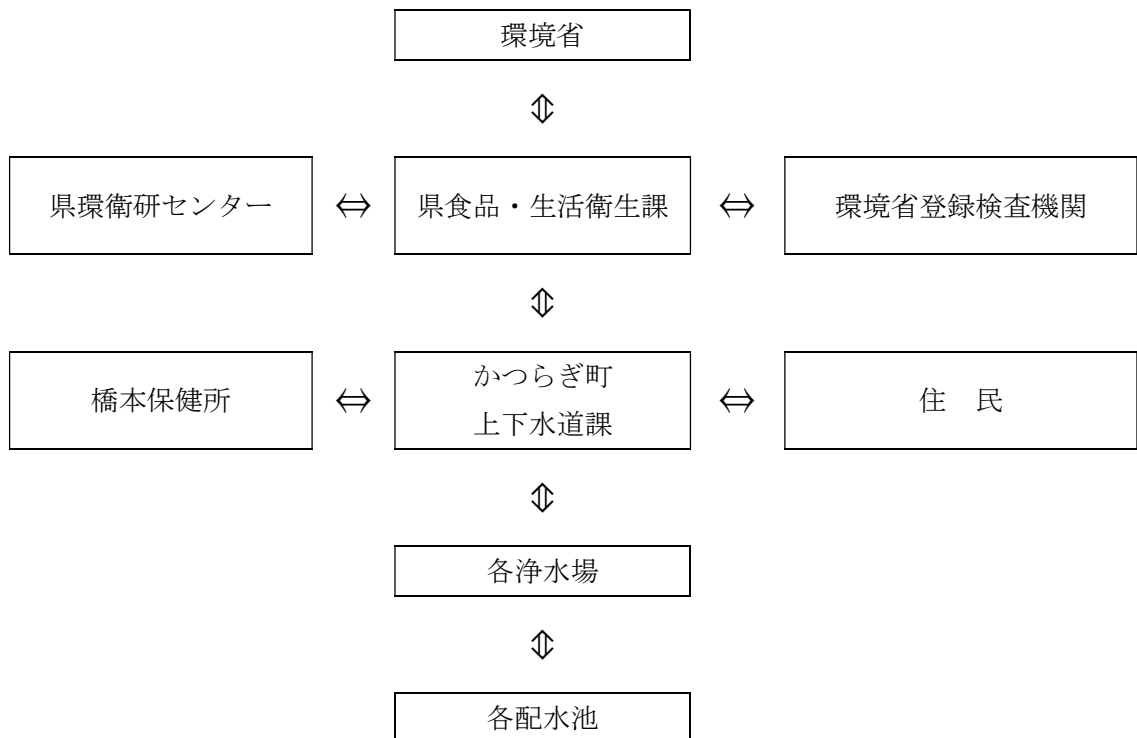
② 水質検査計画の見直し

水質検査計画と実際の水質検査とに行き違いを生じた場合は、その部分の一部見直しを行います。また、法律の改正等による重要な変更、内容の大部分に対する変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

③ 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の精度を確認し、需用者に対する信頼性の保証を行うために、複数の厚生労働大臣登録検査機関による水質検査を行い、事業自らがチェックを行います。新水質基準（51項目）において、従来規定されていなかった項目もあることから、渇水期を対象に3年間の期間において、少なくとも年1回以上の精査を他の機関に依頼し、信頼性の向上を図ります。

④ 関係機関との連携



4. 水質管理目標設定項目にかかる事項

水質管理目標設定項目とは、水質基準を補完する項目として新たに定められたものです。

これらは将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準にかかる検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水

道水質管理上留意すべき項目として定められたものです。

よって、水質管理目標設定項目の26項目と農薬類115項目の全てを水質管理目標設定項目として位置づけ水質検査を行います。

	検査項目	目標値 (mg/L)	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	原水
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)	原水
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	原水
4	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	原水
5	トルエン	0.4mg/L以下	原水
6	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	原水
7	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	原水
8	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	原水
9	遊離炭素	20mg/L以下	原水
10	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	原水
11	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	原水
12	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	原水
13	臭気強度 (TON)	3以下	原水
14	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	原水
15	濁度	1度以下	原水
16	PH値	7.5程度	原水
17	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上、0に近づける	原水
18	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	原水
19	亜塩素酸	0.6mg/L以下	浄水
20	二酸化塩素	0.3mg/L以下	浄水
21	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	浄水
22	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	浄水
23	残留塩素	1mg/L以下	浄水
24	従属栄養細菌	2000CFU/mL以下 (暫定)	浄水
25	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	浄水
26	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)	原水
27	農薬類 (115項目)	項目により異なる	原水

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は、次の方法で公表しています。

- (1) 平成15年4月1日施行のかつらぎ町情報公開条例により公文書の開示を請求する権利を明らかにしています。

(2) 図書の閲覧：かつらぎ町 上下水道課 工務係・事務係

〒649-7174

和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野1332-2

かつらぎ町 上下水道課 工務係・総務係

TEL 0736-22-6566 FAX 0736-22-3945

【別表 水質検査実施一覧表】

水質検査項目		基準値	検査回数	採水地点		水質検査の方法
				浄水	原水	
毎日	色	異常なし	A	①～⑬		委託
	濁り	異常なし	A	①～⑬		委託
	遊離残留塩素	0.1mg/L	A	①～⑬		委託
水質基準項目	一般細菌	100個/ml	B	①～⑬		委託
			D		①～⑬	委託
	大腸菌	検出されないこと	B	①～⑬		委託
			D		①～⑬	委託
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	セレン及びその化合物	0.01mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	鉛及びその化合物	0.01mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	六価クロム化合物	0.002mg/L	C	①～⑬	①～⑬	委託
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	C	①～⑬		委託
			D		①～⑬	委託
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L	C	①～⑬		委託
			D		①～⑬	委託
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	ホウ素及びその化合物	1mg/L	C	①～⑬		委託
			D		①～⑬	委託
	四塩化炭素	0.002mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	C	①～⑬		委託
			D		①～⑬	委託
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	ジクロロメタン	0.02mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	トリクロロエチレン	0.01mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	ベンゼン	0.01mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
	塩素酸	0.6mg/L	C	①～⑬		委託
	クロロ酢酸	0.02mg/L	C	①～⑬		委託
	クロロホルム	0.06mg/L	C	①～⑬		委託
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	C	①～⑬		委託
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	C	①～⑬		委託	

臭素酸	0.01mg/L	C	①～⑬		委託
総トリハロメタン	0.1mg/L	C	①～⑬		委託
トリクロロ酢酸	0.03mg/L	C	①～⑬		委託
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L	C	①～⑬		委託
ブロモホルム	0.09mg/L	C	①～⑬		委託
ホルムアルデヒド	0.08mg/L	C	①～⑬		委託
亜鉛及びその化合物	1mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	C	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
鉄及びその化合物	0.3mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
銅及びその化合物	1mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
ナトリウム及びその化合物	200mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
マンガン及びその化合物	0.05mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
塩化物イオン	200mg/L	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
蒸発残留物	500mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
ジェオスミン	0.00001mg/L	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
非イオン界面活性剤	0.02mg/L	C	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
フェーノール類	0.005mg/L	D	①～⑬	①～⑬	委託
有機物 (TOCの量)	3mg/L	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
PH値	5.8～8.6	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
味	異常でないこと	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
臭気	異常でないこと	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
色度	5度	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託
濁度	2度	B	①～⑬		委託
		D		①～⑬	委託

令和6年度 水質検査予定表

検査予定日	検査項目	検体	上水道		飲料水供給施設(公)					簡易水道						花園梁瀬簡易水道	飲料水供給施設(民)
			佐野	妙寺	大久保	星山	宮本	山崎	広口	御所	新城	天野	教良寺	見好東部	浜田	花園	大畑
4月17日	(水)	基準11項目	浄水	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	
		クリプト	原水	クリプト	クリプト										クリプト	クリプト	
		旧10項目	浄水														旧10項目
5月15日	(水)	基準29項目	浄水	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目
6月5日	(水)	ダイオキシン	原水		ダイオキシン												
6月19日	(水)	基準11項目	浄水	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目
7月17日	(水)	基準11項目	浄水	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	
		クリプト	原水	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	クリプト	
		農業115項目	原水	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	農業115項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目
		目標設定26項目	原水・浄水		目標設定26項目												
8月21日	(水)	基準40項目	原水	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	基準40項目	
		基準51項目	浄水	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	基準51項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目
9月18日	(水)	基準11項目	浄水	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	
		クリプト	原水	クリプト	クリプト										クリプト	クリプト	
		旧10項目	浄水														旧10項目
10月16日	(水)	基準11項目	浄水	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目
11月20日	(水)	基準29項目	浄水	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目
12月18日	(水)	基準11項目	浄水	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	
		クリプト	原水	クリプト	クリプト										クリプト	クリプト	
		旧10項目	浄水														旧10項目
1月15日	(水)	基準11項目	浄水	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目
2月19日	(水)	基準29項目	浄水	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	基準29項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目
3月12日	(水)	基準11項目	浄水	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	基準11項目	
		旧10項目	浄水														旧10項目